



今回からの変更点 市民税・県民税の配偶者控除と配偶者特別控除が改正されます

- 配偶者控除**
納税義務者（扶養する人）に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超える場合は控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できません。
- 配偶者特別控除**
配偶者の合計所得金額の上限が123万円までに拡張され、控除額も変更されます。また、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超える場合は控除額が減少し、1,000万円を超える場合は、従来通り適用できません。

市民税・県民税 平成31年度以降の配偶者控除および配偶者特別控除額（所得税は控除額が異なります）

配偶者の合計所得金額	【参考】 配偶者が給与収入のみの場合の収入金額		納税義務者（扶養する人）の合計所得金額 （）内は給与収入のみの場合の収入金額			
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
38万円以下	配偶者が70歳以上	103万円以下	配偶者控除	38万円	26万円	13万円
	配偶者が70歳未満	103万円以下		33万円	22万円	11万円
38万円超90万円以下	103万円超155万円以下		配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	155万円超160万円以下			31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	160万円超166万8千円未満			26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	166万8千円以上175万2千円未満			21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	175万2千円以上183万2千円未満			16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	183万2千円以上190万4千円未満			11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	190万4千円以上197万2千円未満		6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下	197万2千円以上201万6千円未満		3万円	2万円	1万円	
123万円超	201万6千円以上			対象外		



廿日市税務署からのお知らせ 問い合わせ 廿日市税務署 ☎1217

- 確定申告の受付期間・場所**
2月18日(月)~3月15日(金) 8時30分~16時（土・日を除く）
※相談は9時~17時。ただし、混雑状況によっては、16時より前に受け付けを終了する場合があります
・廿日市税務署（新宮一丁目15番40号）
・「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階（広島市中区基町6番78号）
- 確定申告の一般的な相談・確定申告書などの用紙発送に関する問い合わせ先**
▶確定申告テレフォンセンター ☎1217
開設期間 3月15日(金)まで 8時30分~17時（土・日・祝を除く）
▶国税庁ホームページ「タックスアンサー」に、税に関するよくある質問などを掲載しています。
- 税務署が発行するIDとパスワードがあればパソコンやスマホから確定申告を送信できます！**
マイナンバー（個人番号）カードやICカードリーダーがなくても、専用のIDとパスワードによるe-Tax申告が可能になりました。IDとパスワードは、税務署の職員が本人確認を行った後で発行しますので、発行を希望する人は運転免許証など本人確認書類を持って、早めに近くの税務署で手続きをしてください。
※平成30年1月以降に税務署の確定申告会場などで「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取った人は、そのときのIDとパスワードを利用してください
※この申告方法は、マイナンバー（個人番号）カードやICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です

軽自動車の廃車・名義変更の手続きは4月1日(月)までに

問い合わせ 課税課 ☎9114

軽自動車税は、毎年4月1日時点で原動機付自転車や小型特殊自動車、二輪・四輪の軽自動車を所有する人に課税されます。
原動機付自転車などの廃車や名義変更などは、4月1日(月)までに次の機関で手続きを済ませてください。回収業者に引き渡す場合も、必ず廃車手続きが必要です。
廃車手続きが完了しないと、軽自動車税が課税されます。

名義変更・住所変更・廃車の手続き先

- 【原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車】廿日市市役所課税課、各支所
- 【二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）】広島県軽自動車協会広島支所 ☎082（532）5507
- 【二輪の小型自動車（250cc超）】中国運輸局広島運輸支局 ☎050（5540）2068
- 【軽四輪自動車（三輪含む660cc以下）】軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050（3816）3080

- 進学や就職、転勤などで軽自動車の置き場所を変える場合は、必ず車種に応じた手続き先で住所変更の手続きをしてください。

手続きに必要なもの
ナンバープレート、印鑑（ゴム製不可）
※所有者以外の方が手続きをする場合は委任状が必要です。譲られたバイクを登録するときは、譲渡証明書が必要です

税の申告

平成31年度

問い合わせ 課税課 ☎9113



市民税・県民税の申告は3月15日(金)までに

- 申告相談会場**

会場	相談日	時間
本庁会場	【市民税・県民税の申告】 2月1日(金)~3月15日(金)	8:30~17:00 (12:00~13:00を除く)
	【確定申告の相談】 2月18日(月)~3月15日(金)	
佐伯支所会場	2月18日(月)~3月15日(金) (水曜日を除く)	8:30~16:00 (12:00~13:00を除く)
大野支所会場	2月18日(月)~3月15日(金) (木曜日を除く)	
吉和支所会場	2月20日(水)、2月27日(水) 3月6日(水)、3月13日(水)	8:30~16:00 (12:00~13:00を除く)
宮島支所会場	2月21日(木)、2月28日(木) 3月7日(木)、3月14日(木)	

※土・日・祝日を除く
※各支所でも確定申告の相談を受け付けます

- 申告に必要なもの**

- ①所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
- ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書など
- ③印鑑（ゴム製不可）
- ④申告者と扶養親族のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）

医療費控除および医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける人は

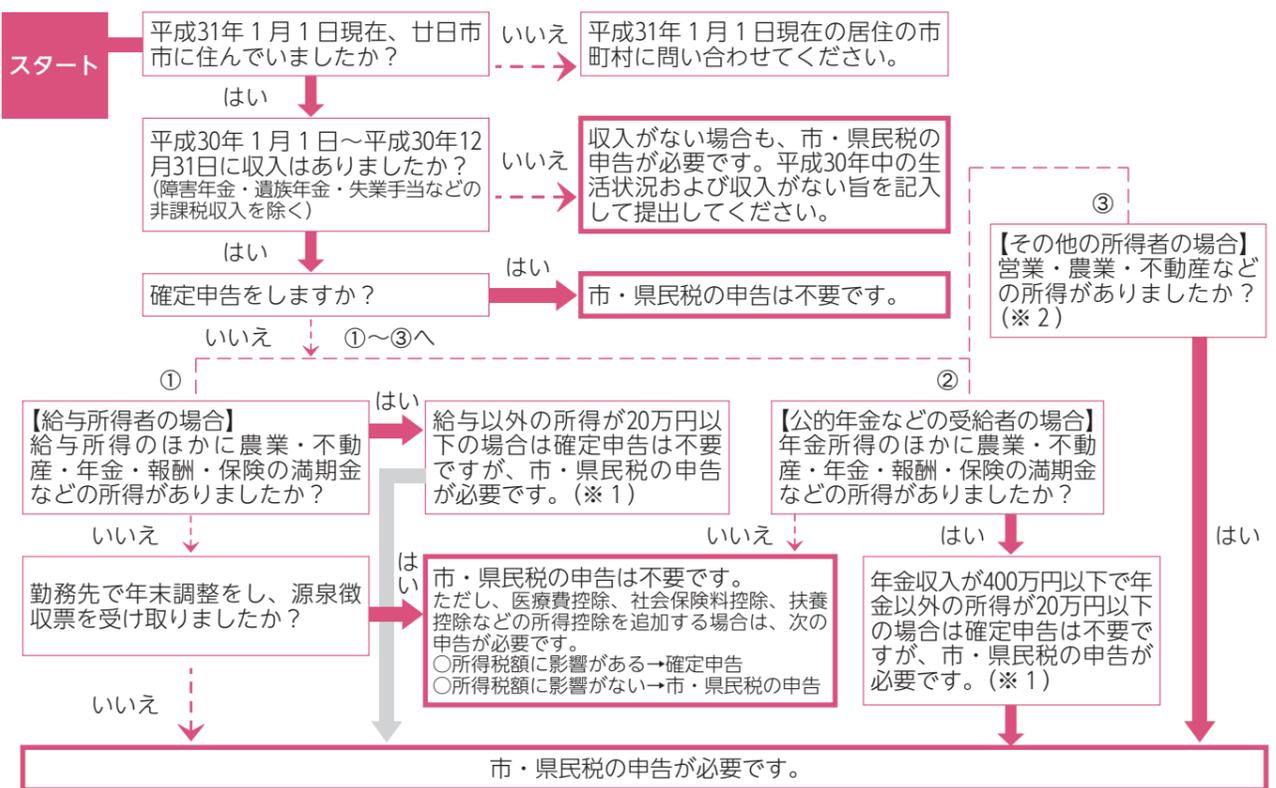
- ⑤医療費控除の明細書や医療保険者が発行する医療費通知など（医療費控除の明細書は、医療費の領収書を、各自受診した病院ごと、受診した人ごとにまとめて集計した一覧表のことです）

※医療費の領収書の提出は不要です。ただし、税務署から提出を求められる場合があるため自宅などで5年間保管してください



申告が必要かどうか迷ったときは…

このフローチャートは一般的な例であり、個々の状況で異なる場合があります。ここでの「確定申告」は「所得税の確定申告」のことです。



※1 給与以外または年金以外の所得が20万円を超える場合や、所得税の還付を受けたい場合は確定申告が必要です
※2 所得税の課税対象となる場合は、確定申告が必要です